

和歌山市告示第500号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本市に次のとおりあらたに生じた土地の確認をした。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正 啓



- (1) 和歌山市湊字青岸坪1337番及び1337番1の地先公有水面埋立地
162.33平方メートル
- (2) 和歌山市湊字青岸坪1337番1及び1337番2の地先公有水面埋立地
26.59平方メートル

和歌山市告示第501号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり字の区域を定める。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正 啓



次の区域を和歌山市湊字青岸坪に編入する。

- (1) 和歌山市湊字青岸坪1337番及び1337番1の地先公有水面埋立地
162.33平方メートル
- (2) 和歌山市湊字青岸坪1337番1及び1337番2の地先公有水面埋立地
26.59平方メートル

公有水面埋立地位置図

